

大野市パブリックコメント手続の導入について

1 制度導入の目的

地方分権の進展に伴い、これまで以上に市民と行政が共に考え共に行動する、協働によるまちづくりを進めていくことが重要であることから、市の政策形成過程において行政の説明責任を果たすとともに、市民の市政参画を促進し、より公正で透明性の高い開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

2 制度の内容

市政運営に関する重要な計画や政策の立案過程において、立案の趣旨・目的・案の内容など、必要な事項を市民に公表して意見を募集し、提出された意見を参考として意思決定を行った後、意見及び意見に対する市の考え方等を公表するなど、市民の意見を重要な計画や政策の立案に反映させる機会を確保するもの。

3 制度導入の形態・名称

要綱制定による。「大野市パブリックコメント手続要綱」

4 制度の実施機関

各執行機関の政策等立案の可能性等とパブリックコメント手続の導入は試行であることを考慮して、市長、教育委員会及び消防長とする。

5 意見を提出できる者

本市に在住・在勤・在学者、在事務所、納税義務者、利害関係者を「市民等」と定義し、パブリックコメント手続の意見を提出できる者に位置づける。

6 手続の対象

市民の生活に重大な影響を与える以下の政策等が対象となる。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5) その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると市長が認めたもの

7 手続の対象外

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの
- (3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないものその他

8 政策等の案の公表

市民の生活に重大な影響を与える政策等の策定を行うときは、意思決定前に政策等の案の公表を行なう。

公表の方法は、市民等が容易に政策等の案を入手できるよう、所管課、支所、各公民館等に配備するとともに、市ホームページに掲載する。公表する内容は、市民等が積極的に意見を提出できるようにするため、政策等の案とともに政策等の趣旨、目的、内容、その政策等の立案の過程など、市民等が政策等の案の内容を十分理解できるものとする。

また、パブリックコメント手続の実施については、広く市民等に周知することが重要であることから、事前に意見募集の案件名や意見募集期間などを広報誌、市のホームページ、担当課窓口等を通じて予告する。

9 意見等の提出手続

意見の提出期間は、市民等が意見を提出するための必要な時間と行政運営上の効率性を考慮して、少なくとも2週間の期間を定める。

意見の提出方法は、書面の持参、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付ける。

10 意思決定に当たっての意見等の考慮

提出された意見等を考慮して政策等の策定の最終的な意思決定を行なう。

提出された意見等については、提出された意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。また、提出された意見等を政策等に反映し、政策等の案を修正をした場合は、その修正の内容を公表する。

公表する方法は、政策等の案の公表と同じ方法で行なう。

11 構想又は検討段階の政策

大規模な公共工事や市民生活に大きな影響を与える政策等については、構想段階や検討段階についても、できる限りパブリックコメント手続を実施するとともに、政策等の形成過程で、審議会やワークショップ、出前講座、説明会、市民アンケートなど市民参加を積極的に図るよう努める。

12 パブリックコメント手続実施責任者

パブリックコメント手続の実効性を確保するため、実施機関にパブリックコメント手続実施責任者を置く。

実施責任者は、政策等の案を作成する所管課長とし、担当課内のパブリックコメント手続を要する政策等の把握や実施にあたっての庁内の連絡調整を行う。

13 一覧表の作成等

現在パブリックコメント手続を行っているものや、これから手続を行おうとするもののほか、すでに手続を終了したものについて、市ホームページへの掲載や所管課等における閲覧などにより、常時市民等に情報提供を行う。

一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、政策等の入手方法、問合せ先等を記載する。